

## 福岡県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において、自動車を運行する場合における乗降時の子どもの所在確認等を義務付けるほか、所要の規定の整備を行うもの。

### 2 改正の概要

#### ○子どもの所在確認、安全装置装備の義務化

- ・子どもの移動のために自動車を運行する場合、乗降時の子どもの所在確認を義務付けるもの。
- ・通園を目的とした自動車においては、子どもの見落としを防止する装置の装備等を義務付けるもの。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

ただし、令和6年3月31日までの間、ブザー等の装備が困難な場合は、車内の子どもの所在の見落としを防止する代替的な措置を講じることとして差し支えないこととする。